

「法人税税額控除等（措置法）」

CONTENTS

<u>テーマ1 中小企業者等が機械等を取得した場合</u>	<u>2</u>
■中小企業者等が機械等を取得した場合の特例を学習する	
<u>テーマ2 試験研究を行った場合の特別控除</u>	<u>18</u>
■試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を学習する	
<u>テーマ3 特定経営力向上設備等を取得した場合</u>	<u>50</u>
■特定経営力向上設備等を取得した場合の特例を学習する	
<u>テーマ4 事業適応設備等を取得した場合</u>	<u>58</u>
■事業適応設備等を取得した場合の特例を学習する	
<u>テーマ5 生産工程効率化等設備等を取得した場合</u>	<u>62</u>
■生産工程効率化等設備等を取得した場合の特例を学習する	
<u>テーマ6 給与等支給額が増加した場合の特別控除</u>	<u>66</u>
■給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を学習する	

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和4年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

「法人税税額控除等（措置法）」

1

中小企業者等が機械等を取得した場合

中小企業者等が機械等を取得した場合の特例を学習する

Theme

1 制度の内容

中小企業の設備投資を促進するため、一定の中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、特別控除を適用することができます。

(1) 適用要件（措法42条の6）

- ① 適用法人……青色申告書を提出する中小企業者等のうち資本金の額が3,000万円以下の法人（特定中小企業者等）。なお、適用除外事業者等を除く。
- ② 対象資産……新品の特定機械装置等
- ③ 適用要件……指定事業の用に供したこと（貸付の用を除く）
- ④ 選択適用……特別償却の適用を受けないこと

（注1）中小企業者等

中小企業者等の意義については下記(3)をご参照ください。

（注2）特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用（措通42の6-1）

法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した特定機械装置等については特別控除の規定の適用がある。

（注3）適用除外事業者等

適用除外事業者等については下記(4)をご参照ください。

（注4）特定機械装置等（措令27条の6、措規20条の3）

次に掲げる資産のうち、一定の要件を満たすものをいいます。

- ① 機械装置
一台又は一基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 製品の品質管理の向上等に資する一定の工具
測定工具及び検査工具で、一台又は一基の取得価額が120万円以上のもの（その事業年度に取得をして指定事業の用に供した工具（一台又は一基の取得価額が30万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が120万円以上である場合の

当該工具を含む。)

③ 一定のソフトウェア

電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるものその他次のものを除く。）

イ サーバー用オペレーティングシステムのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたもの（次号において「認証サーバー用オペレーティングシステム」という。）以外のもの

ロ サーバー用仮想化ソフトウェアのうち、認証サーバー用仮想化ソフトウェア（電子計算機の記憶装置に書き込まれた二以上の認証サーバー用オペレーティングシステムによる当該電子計算機に対する指令を制御するサーバー用仮想化ソフトウェアで、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたものをいう。）以外のもの

ハ データベース管理ソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの等

ニ 連携ソフトウェアのうち、一定の指令（注）を日本産業規格×5731-8に基づき認証をする機能及びその指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

（注）日本産業規格×0027に定めるメッセージの形式に基づき日本産業規格×4159に適合する言語を使用して記述された指令を受ける機能等

ホ 不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

なお、一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの（その事業年度に取得等をして指定事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）に限ります。

④ 大型貨物自動車

道路運送車両法施行規則別表第一に規定する普通自動車で貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が3.5トン以上のもの

⑤ 内航海運業の用に供される船舶

(注3) 指定事業(措法42条の6①、措令27条の6⑤、措規20条の3⑤)

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、その他次に掲げる事業(性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。)とされています。

- ① 小売業
- ② 料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)
- ③ 一般旅客自動車運送業
- ④ 海洋運輸業及び沿海運輸業
- ⑤ 内航船舶貸渡業
- ⑥ 旅行業
- ⑦ こん包業
- ⑧ 郵便業
- ⑨ 通信業
- ⑩ 損害保険代理業
- ⑪ 不動産業
- ⑫ サービス業(娯楽業(映画業を除く。)を除く。)

なお、法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、その法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問いません(措通42の6-4)。

また、指定事業とその他の事業とを営む法人が、その取得等をした特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものとします(措通42の6-7)。

(2) 特別控除額

税額基準額を限度として、税額控除限度額を法人税額から控除します。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 税額控除限度額 | 基準取得価額×7% |
| ② 税額基準額 | 調整前法人税額(税率適用後の算出税額)×20% |
| ③ 特別控除額 | ①と②のうち少ない方 |

(注) 基準取得価額

特定機械装置等の取得価額(船舶については取得価額の75%)をいいます。

(3) 中小企業者等（措法42条の4⑨七）

資本金 1億円以下 の法人	① 発行済株式等の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額が1億円超の法人等）の所有に属している法人 ② 発行済株式等の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人
	上記以外の法人（中小企業者等）
資本金1億円超の法人	

（注1）判定の時期

中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、特定機械装置等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定します。

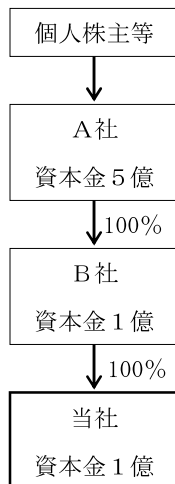
（注2）大規模法人

次に掲げる法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

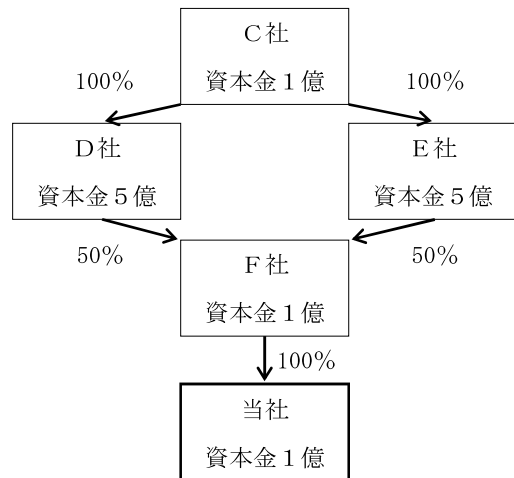
- ① 資本金の額が1億円超の法人等
- ② 大法人（資本金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある普通法人
- ③ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式等の全部をそのうちいずれか一の大法人が有するものとみなした場合にその大法人による完全支配関係があるときのその普通法人

【図 解】

<ケース1>（上記②）



<ケース2>（上記③）



<ケース1>

B社は、大法人A社による完全支配関係があるため、大規模法人に該当する。

当社は、大規模法人であるB社に発行済株式等の2分の1以上保有されているため、中小企業者に該当しない。

<ケース2>

F社は、F社との間に完全支配関係がある全ての大法人D社及びE社が有するF社株式の全部をいずれか一の大法人（D社又はE社）が有するものとみなした場合にその大法人による完全支配関係があるため、大規模法人に該当する。

当社は、大規模法人であるF社に発行済株式等の2分の1以上保有されているため、中小企業者に該当しない。

(4) 適用除外事業者等（措置法42の4⑨ハ）

中小企業者のうち適用除外事業者等は税額控除の適用法人から除外されます。

適用除外事業者とは、次の金額が15億円を超える法人をいいます。

$$\frac{\text{当該事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額}}{\text{分子の各事業年度の月数の合計数}} \times 12$$

また、グループ通算制度の適用を受ける場合には一定の特例があります。

(5) 特別償却との選択適用

特別控除に代えて、基準取得価額の30%相当額の特別償却を行うことができます。

$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{基準取得価額} \times 30\%$$

なお、特別償却は中小企業者について適用が認められます。

	中小企業者等		中小企業者等以外
	特定中小企業者等	左記以外	
特別償却（30%）	○	○	×
特別控除（7%）	○	×	×

設 例

- (1) 青色申告法人である当社（特定中小企業者等に該当する。）は当期の10月5日に新品の機械装置（定額法償却率0.100）を4,000,000円で取得し、直ちに事業の用に供した。

なお、この機械装置は租税特別措置法第42条の6に規定する特定機械装置等に該当し、特別控除の適用を受けることとする。

- (2) 当期における調整前法人税額は2,156,000円である。



解説

【別表 1】

(1) 税額控除限度額

$$4,000,000円 \times 7\% = 280,000円$$

(2) 税額基準額

$$2,156,000円 \times 20\% = 431,200円$$

(3) 特別控除額

$$(1) < (2) \quad \therefore 280,000円$$

【解答への道】

(1) 税額控除限度額は、基準取得価額に7%を乗じた金額となる。

(2) 税額基準額（調整前法人税額の20%）は、税額控除限度額の限度となる。

2 税額控除不足額の繰越控除

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除における税額控除不足額は1年間に限り、繰り越すことが認められています。

(1) 特別控除額（措法42の6③）

- ① 繰越税額控除限度超過額
- ② 調整前法人税額 × 20% - 当期供用分の特別控除額
- ③ ①と②のうち少ない方

（注1）繰越税額控除限度超過額

前期における税額控除限度額のうち、税額基準額を超えるために控除しきれない金額をいいます。

（注2）当期供用分の特別控除額の優先

法人税額の20%相当額から「当期供用分の特別控除額」をマイナスするのは、当期の特別控除を優先適用させるためです。

設 例

- (1) 前期に取得した特定機械装置等に係る繰越税額控除限度超過額が300,000円ある。
- (2) 当期に取得した特定機械装置等2,000,000円につき特別控除を適用する。
- (3) 当期の税率適用後の法人税額は3,000,000円である。

解 説

(1) 当期供用分

- ① 税額控除限度額 $2,000,000円 \times 7\% = 140,000円$
- ② 税額基準額 $3,000,000円 \times 20\% = 600,000円$
- ③ ① < ② $\therefore 140,000円$

(2) 前期供用分

- ① 繰越税額控除限度超過額 300,000円
- ② 税額基準額 $3,000,000円 \times 20\% - 140,000円 = 460,000円$
- ③ ① < ② $\therefore 300,000円$

(3) 特別控除額

$$(1) + (2) = 440,000円$$

3 質疑応答事例 ―国税庁HPより―

特別償却の適用を受ける機械の引取運賃、据付費

【照会要旨】

特別償却の対象資産である機械を取得しましたが、当該機械の引取運賃及び据付費についても特別償却の適用がありますか。

【回答要旨】

特別償却の適用があります。

(理由)

購入した減価償却資産の取得価額は、当該資産の購入代価に引取運賃、購入手数料その他資産の購入のために要した費用の額を加算した額とされていますから、本件機械の引取運賃及び据付費は、当該機械の取得価額を構成する費用に該当します。

【関係法令通達】

法人税法施行令第54条第1項

注記

令和3年8月1日現在施行の法令・通達等に基づいて作成しています。

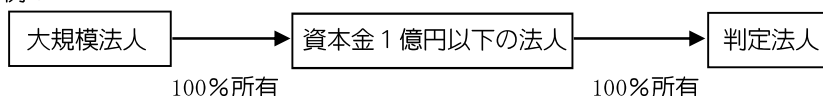
この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却の対象となる中小企業者の範囲

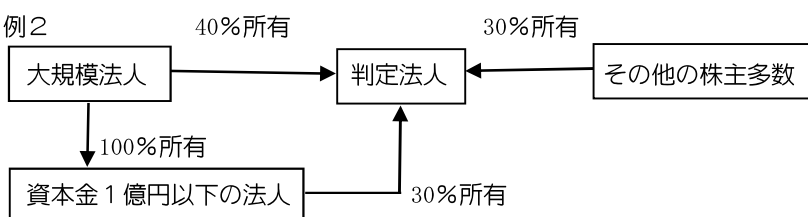
【照会要旨】

次図のような資本系列にある判定法人は、租税特別措置法第42条の6第1項((中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除))の対象となる中小企業者に該当しますか。なお、判定法人はいずれも資本金1億円以下です。

例 1



例 2



【回答要旨】

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、その発行済株式若しくは出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。以下同じです。）の総数若しくは総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人又はその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人は、中小企業者に該当しない法人（みなし大企業）となります（措令27条の4第21項）。

この大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人など）による完全支配関係がある普通法人などをいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

この点、令和元年度の税制改正前は、大規模法人が直接にその株式又は出資を有する法人（その大規模法人を親法人とする子法人のみ）がみなし大企業に該当することとされていましたが、同改正後は、大規模法人が直接又は間接にその株式又は出資を有する法人がみなし大企業に該当することとなり、みなし大企業の範囲が拡大されています。

上記の図の大規模法人がいずれも大法人である場合には、「資本金1億円以下の法人」は大法人による完全支配関係があるため大規模法人に該当し、判定法人は、その発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人（例1）又はその発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人（例2）となりますので、中小企業者に該当しません。

なお、大規模法人がいずれも大法人に該当しない場合には、「資本金 1 億円以下の法人」は大規模法人に該当せず、判定法人は、その発行済株式の総数の一定割合以上が大規模法人の所有に属している法人とはならず、いずれも資本金が 1 億円以下の法人ですので、中小企業者に該当します。

ただし、この場合でも判定法人が、租税特別措置法第42条の4第8項第8号に規定する適用除外事業者に該当する場合には、本特別償却の対象となりませんので留意してください。

【関係法令通達】

租税特別措置法第42条の6第1項

租税特別措置法施行令第27条の4第21項

注記

令和3年8月1日現在施行の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の
特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
------	------------------	-----	--

別表六十八

令四・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産種類	3					
設備の種類又は区分	4					
取得年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
指定事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引改定取得価額 (7) - (8) 又は ((7) - (8)) × $\frac{75}{100}$	9					
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額 (9)の合計	10	円	前	差引当期税額基準額残額 (13) - (14) - (別表六(二十七)「15」)	17	円
税額控除限度額 (10) × $\frac{7}{100}$	11		期	繰越税額控除限度超過額 (23)の計	18	
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	12		繰	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19	
当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13		越	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑤」)	20	
当期税額控除可能額 ((11)と(13)のうち少ない金額)	14		分	当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑥」)	15			法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22	
当期税額控除額 (14) - (15)	16					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越税額控除限度額 23	当期控除可能額	翌期繰越税額 (23) - (24)	25		
・ ・	円		円			
・ ・			外	円		
計		(19)				
当期分	(11)	(14)		外		
合計						
機械装置等の概要						

(6) 中小企業向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除」(別表六(十))などのように中小企業者等のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられています(上記(1)・(4)を除きます。)。各租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
①	六(九)	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
②	六(十)	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
③	六(十四)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
④	六(十七)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑤	六(十八)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑥	六(二十二)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑦	六(二十三)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑧	六(二十五)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑨	六(二十六)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑩	六(二十七)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑪	六(二十九)	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑫	六(三十二)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑬	六(三十三)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書
⑭	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

上記別表は、国税庁ホームページ(令和4年4月以降に提供した法人税等各種別表関係(令和4年4月1日以後終了事業年度等又は連結事業年度等分))に掲載しています。

上記の各租税特別措置を適用する上で「中小企業者」に該当するかどうかは、次の「中小企業者の判定表」により判定することができます。

④ 適用除外事業者に該当する法人は、中小企業向け租税特別措置の適用を受けることができませんので御注意ください。適用除外事業者の判定については、87ページを参照してください。

中 小 企 業 者 の 判 定 表						
発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額	a		大 株 規 模 法 人 名	順 位	大 規 模 法 人 名	株 式 数 又 は 出 資 金 の 額
a のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	b		規 式 法 数	1	i	
差 引 (a) - (b)	c		人 等 の 保 有 明 細		j	
常時使用する従業員の数	d				k	
大 規 模 法 人 の 保 有 株 式 数 等 の 計 (i)	e				l	
保 有 割 合 (e)/(c)	f	%			m	
大 規 模 法 人 の 保 有 株 式 数 等 の 計 (o)	g				n	
保 有 割 合 (g)/(c)	h	%			計 (i)+(j)+(k)+(l)+(m)+(n)	o
判 定	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上の場合 資 本 又 は 出 資 を 有 し な い 法 人 「d」が1,000人を超える場合					⇒「中小企業者」 非該当

「大規模法人の保有する株式数等の明細 i ～ n」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

④ 大規模法人とは、次のイ～ハの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次のA～Cの法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

(7) 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、中小企業向け租税特別措置の適用を受けようとする法人（以下「判定法人」といいます。）のその事業年度（以下「判定対象年度」といいます。）開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（次の①～④に掲げる事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（措置法42の4⑩八、措置法令27の4㉔～㉕）。

したがって、次の①～④に掲げる事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる各基準年度の所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

① 判定法人が特定合併等に係る合併法人等に該当すること【3号】

④ 特定合併等とは、合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継）のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日（以下「基準日」といいます。）から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます（措置法令27の4㉔一）。

② 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと【4号】

③ 判定法人が外国法人であること【5号】

④ 判定法人が基準日から判定対象事業年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していたこと【旧4号】

適用除外事業者に該当するかどうかは、次表により判定することができます。

適用除外事業者の判定表				
設立の日の翌日以後3年を経過していない場合				非該当
調整計算の要否		不要・要（措置法令第27条の4第26項第（ ）号又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号）		
事業年度		各基準年度の所得金額 （別表一「1」等） （マイナスの場合は0）	（1）に対する法人税の額に係る 欠損金の繰戻し還付の金額の計 算の基礎となった欠損金相当額	各基準年度の 月数
		1	2	
基準 年 度	・ ・	円	円	月
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
計				
基準年度の平均所得金額 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 12		4	円	
調 整 計 算 が 「 要 」 で あ る 場 合	(1の計) - (2の計) ((3の計) > 36の場合には、 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 36の金額)	5		
	合併等調整額	6		
	加算対象連結所得金額	7		
	計 (5) + (6) + (7)	8		
	平均所得金額 (8) / 3	9		
適用除外事業者の判定 (4)又は(9) > 15億円は該当)		10	該当・非該当	

イ 設立の日の翌日以後3年を経過していない場合には、適用除外事業者に該当しません。ただし、上記①～④等の事由に該当する場合には設立の日に一定の調整をして判定を行うことになりますので御注意ください。

ロ 上記①～③の事由に該当する場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第27条の4第26項第（ ）号又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号）」欄に該当する号（上記①～③の【 】の号をいい、複数の号に該当する場合は全て）を記載し、令和2年改正前の措置法令（以下「令和2年旧措置法令」といいます。）第27条の4第22項第4号（上記④）に該当しない場合には、「又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号」を二重線で消します。この場合、基準年度の平均所得金額に一定の調整を加えて計算した金額（「5」から「9」までの各欄）により適用除外事業者の判定を行うことになりますので御注意ください。

ハ 「合併等調整額6」には、措置法令第27条の4第27項第3号から第5号までに規定する合併等調整額を記載します。

ニ 「加算対象連結所得金額7」には、令和2年旧措置法令第27条の4第23項第4号ロに掲げる金額（「6」欄の金額の計算の基礎とされた金額を除きます。）を記載します。